

国民健康保険証の有効期限満了について

国保係Tel 74-4745



市HP

国民健康保険証の有効期限は令和7年7月31日までとなります。有効期限が切れた後の取り扱いについては以下のとおりです(令和6年12月2日より、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した「マイナ保険証」に移行しています)。

◎有効期限が切れた後は新たに国民健康保険証は発行されません

◎マイナ保険証をお持ちの方

医療機関・薬局で受診する際はマイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証が顔認証付きカードリーダーの不具合などにより利用できない場合は、送付する資格情報のお知らせをご提示ください。

※資格確認書の交付を希望される場合は

介護が必要な方や障がいなどの理由により、マイナ保険証の顔認証や暗証番号の入力が困難な場合は、申請により資格確認書を取得できます。親族などの法定代理人および介助されている方などによる代理申請も可能です。

◎マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を送付します(申請不要)ので、受診の際にご提示ください。

病院を受診する前にご確認を

マイナンバーカードに健康保険証の利用登録がされているか確認をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルや医療機関などの受付窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーなどで登録ができます。

マイナンバーカードを作成するには・・・

マイナ保険証を利用するには、マイナンバーカードが必要となります。申請はスマートフォン・パソコン・郵便・証明用写真機のほか、戸籍年金係(市役所1階4番窓口)で申請できます。詳細は市ホームページ(右記QRコード)をご確認ください。



市HP

国民年金保険料の免除・納付猶予について

国戸籍年金係Tel 74-4457

砂川年金事務所Tel 52-2144



経済的な理由などにより保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず、手続きを行ってください。承認されると保険料の納付が免除(全額・4分の3・半額・4分の1の4種類)または猶予されます。

※学生の方は「学生納付特例制度」、妊婦の方は「産前産後期間の免除制度」をご利用ください。

◎手続きをするメリット

1. 免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます!

例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても年金額が2分の1保障されます。

2. 万が一の際にも保障を確保!

障がいや死亡などの不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受給できます。

◎退職(失業)により納付が困難な場合は特例免除を申請できます

退職(失業)した際は保険料の納付が免除または猶予となる場合があります。失業したことが確認できる公的機関の証明(雇用保険受給資格者証の写しまたは雇用保険被保険者離職票の写し)を持参のうえ申請してください。

◎免除された保険料を後から納付したいとき

免除や納付猶予になった期間から10年以内であれば保険料を後から納付(追納)することができ、受け取る年金額を増やすことができます。追納を希望する場合は、年金事務所にお申し込みください。

免除・猶予申請に関する詳しい内容やマイナポータルを利用した電子申請については、日本年金機構ホームページ(右記QRコード)をご確認ください。



日本年金機構HP